平成２２年（フ）第２９３号
佐賀県佐賀市高木瀬西２丁目１番８号
債務者　岩永　啓子（旧姓中園・真崎）
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９９号
佐賀県小城市三日月町長神田2179番地３
債務者　髙木　徹也
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０４号
佐賀県佐賀市八戸２丁目２番45号
債務者　山口　克己
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦543番地111
債務者　古家　年一
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１０号
佐賀県鳥栖市桜町1156番地７
債務者　野下　雄二
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１１号
佐賀県佐賀市兵庫南３丁目10番221号
債務者　吉田　信義
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１３号
佐賀県小城市小城町畑田35番地１
債務者　武富　和哉
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１７号
佐賀市大和町大字川上5210番地
債務者　田中　敬子（旧姓吉富）
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２３号
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬1720番地２
ニュースターハイツＡ－１
債務者　古川　照美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
神奈川県横須賀市芦名１丁目17番10－Ｂ－407号
債務者　牟田麻由子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２２８号
神奈川県横須賀市長沢１丁目14番Ａ－508号
債務者　武久　綾子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２３９号
神奈川県横須賀市森崎３丁目４番Ｉ－16号
債務者　武田　　守
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第４２２号
和歌山市紀三井寺190番地の９　宮本コーポ１－５号
債務者　東田　友香（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４７２号
和歌山市島崎町４丁目22番地
債務者　小林　哲之
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４８０号
和歌山県有田郡有田川町大字糸野333番地
債務者　栗生　三代
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４８１号
和歌山県有田郡有田川町大字糸野333番地
債務者　栗生　尚紀
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４８６号
和歌山市六十谷311番地の21
債務者　千本佳津子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１７６号
福島県いわき市中岡町２丁目２番地の４
債務者　松崎　　誠
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
福島地方裁判所いわき支部